

エムエフクラブ 個人情報保護方針

合同会社 anchorhood（以下「当社」）は、個人情報保護の重要性を認識し、適切に利用し、保護することが社会的責任であると考え、当社の役員、従業員のすべてが個人情報の保護に対して不断の努力を続けることをお約束いたします。

第1項 【個人情報の収集・利用】

当社は、以下の目的のため、その範囲内においてのみ、個人情報を収集・利用（分析・統計等を含みます。）いたします。

当社による個人情報の収集・利用は、お客様の自発的な提供によるものであり、お客様が個人情報を提供された場合は、当社が本方針に則って個人情報を利用することをお客様が許諾したものとします。

当社は、当社の他のサービスの紹介、並びに有用と思われる当社提携先の商品・サービス等を紹介、またアンケート等の発送のため、利用いたします。

上記利用目的については、それぞれの目的達成に必要な範囲で、第三者へ提供いたします。

(ア) 既存サービス・既存商品の改善または新サービス・新商品の開発

(イ) 新サービスの案内、メンテナンス（障害情報を含む）のお知らせ等、お客様に有益かつ必要と思われる情報の提供

(ウ) サービスの解約後、業務遂行上で必要となる当社からの問い合わせ、確認、およびサービス向上のための意見収集

(エ) その他各種お問い合わせ対応

第2項 【個人情報の管理】

当社は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等を防止するために、個人情報保護管理責任者を設置し、十分な安全保護に努め、また、個人情報を正確に、また最新なものに保つよう、お預かりした個人情報の適切な管理を行います。

第3項 【個人情報の利用および第三者提供】

当社は、お客様の事前の同意を得ることなく、個人情報を上記の目的以外に利用いたしません。また、法令に基づく場合等正当な理由によらない限り、お客様の事前の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

第4項 【委託先の監督】

当社は、お客様へ提供するサービスの業務遂行上、信用情報機関、保証委託会社等、外部の委託先へ個人情報の一部を提供する場合があります。委託先にお客様の個人情報を提供する場合、当該委託先と守秘義務に関する契約を締結することで、個人情報保護を義務づけるとともに、当該委託先がお客様の個人情報を適切に取り扱うよう、指導、監督いたします。

第5項 【法令等の遵守】

当社は、個人情報の取り扱いに関して、個人情報保護法をはじめとする個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

第6項 【継続的な個人情報保護に関する取り組み】

当社は、お客様の個人情報を適切に取り扱うよう、個人情報保護に関する取り組みを定め、従事者への教育を実施し、適切な取り扱いを維持するとともに、当該取り組みに関して継続的に見直し、改善していきます。

第7項 【情報内容の照会等、修正または削除について】

当社は、お客様が当社にご提供いただいた個人情報の照会、修正または削除等を希望される場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。また、個人情報の照会、修正または削除等を希望される場合は当社までご連絡下さい。

第8項 【プライバシーに関する意見・苦情・異議申し立てについて】

個人情報についてのお客様からの各種ご請求やご苦情に対しては、窓口と手続きを定めて迅速かつ誠実に対応いたします。

エムエフクラブ 利用規約

第1条 【適用範囲】

本規約は、合同会社 anchorhoodが運営するフィットネスクラブ（以下総称して「クラブ」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条 【会員制度】

- 1 クラブは会員制とします。
- 2 クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所属を希望するクラブに所定の入会申込書・誓約書等（以下「入会申込書等」）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより当該クラブへの入会が認められ、当該クラブの諸施設を利用することができます。
- 3 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 4 会員は、本規約、利用するクラブが入居する施設内の諸規則、その他各店舗が定める規則を全て遵守しなければなりません。

第3条 【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者はクラブの会員になることはできません。

- (1) 本規約および利用する各クラブの諸規則を遵守できない者
- (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者とクラブまたは各店舗が判断した者
- (4) 医師等により運動を禁じられている者
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (6) 未成年でクラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
- (7) 入会申込書等に含まれる「確認事項」「同意事項」等に同意できない者
- (8) その他、クラブまたは各店舗が会員としてふさわしくないと判断した者

第4条 【会費、セキュリティキー登録料等】

- 1 各クラブの会費、セキュリティ登録料、水素水サーバー水利用料、その他の費用（以下「会費等」）は、各店舗が定めるものとします。
- 2 会員は、会費等が店舗ごとに異なることを理解します。
- 3 会員は、会費等を所定の方法で支払うものとします。
- 4 会員は、実際のクラブ利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。

第5条 【会員証及び生体認証システム】

- 1 クラブは、会員に対し会員証を発行し、akerunアプリでキー発行をします。
- 2 会員がクラブに立ち入る際には、akerunアプリで開錠するものとし、開錠なしではジム内に立ち入ることはできません。
- 3 会員証は本人のみ有効です。また入室時、非会員を入室させる等、不正行為をした場合は規約退会とします。
- 4 会員は、会員証を紛失等した場合、速やかに当社にその旨を届け出てください。また、akerunアプリが正常に作動しない等のトラブルが発生した場合も速やかにクラブに届け出てください。

第6条 【契約ロッカー】

- 1 会員は、自ら契約ロッカーの暗証番号を設定したうえ、それを第三者に開示せず、秘密に保持するものとします。暗証番号を忘失したときは、直ちに会社に申し出て、当該鍵の交換に要した費用を負担しなければなりません。
- 2 契約ロッカー内には、危険物や生き物等、クラブが適切でないと判断するものを保管することはできません。
- 3 本条第2項に該当するものが収納されていたとき、クラブが関係官公署から収納物の調査を受け押収または提出を求められたとき、その他クラブが適当と認めるときは、会員に連絡することなく、契約ロッカーを開扉し、収納物を保管、廃棄その他の処分をすることができます。

第7条 【遵守事項】

- 1 会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。
 - (1) クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、各店舗の説明並びに指示に従わなければなりません。
 - (2) クラブの利用時は、常に各クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
 - ①施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品、ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベットがついている衣服、履物または服飾品等
 - ②伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品 サンダル、草履、長靴等
 - ③会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
 - ④上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
 - ⑤ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
 - ⑥その他、各クラブまたは加盟店がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装

飾品

(3) クラブ内において、以下の行為は禁止されます。

- ①施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
- ②刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
- ③正当な理由なく他者の所持品に触れること。
- ④他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
- ⑤本規約に基づきクラブの利用を認められていない者を同伴させること。
- ⑥タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む）を露出させること。
- ⑦物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
- ⑧大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
- ⑨他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- ⑩正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
- ⑪酒気を帯びての入館
- ⑫動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ利用するクラブの加盟店が承諾した補助犬は除く。
- ⑬他の会員の諸施設利用を妨げる行為
- ⑭クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること

第8条 【入館の禁止、退場】

1 各クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。

- (1) 本規約（第7条を含み、これに限られない）および各クラブの諸規則を遵守しない者
- (2) 各店舗において、第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
- (3) 各店舗において、体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
- (4) 各店舗において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
- (5) 本規約の手續に従わず会員以外の者を入館させた者および入館した会員以外の者
- (6) 自己都合により会費等の全部もしくは一部を滞納した者
- (7) 上記の他、各店舗において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

2 クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第9条 【休会および復帰】

1 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位でクラブを休会することができます。

電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2 休会手続は、休会開始を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。また、休会の期間は最長3か月までとします。

3 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。

4 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位でクラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとし、

5 休会期間中は、当クラブの定めに従い、会費の全部または一部の支払いが免除されるものとし、また、会費の支払いに替えて休会費が発生することがあります。

第10条 【退会】

1 会員が自己都合によりクラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の退会届の記入による手続を行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2 退会手続は、退会を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。

3 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。

4 退会後に再度入会する場合は、入会金等の支払いが発生することがあります。

5 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

6 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。

第11条 【キャンペーン等の特典利用による入会会員の休会および退会】

1 キャンペーン特典とは、入会時における会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。

2 入会時のキャンペーン特典は、6ヶ月以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、クラブがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければなりません。

3 キャンペーン特典を適用して入会した会員が、6ヶ月以上の継続利用を満たさずに休会、退会する場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければなりません。

第12条 【規約退会】

1 各店舗は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させることができます。

(1) 本規約（第7条を含み、これに限られない）および各クラブの諸規則を遵守しないとき。

(2) クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じると判断されるとき。

(3) 各店舗において、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。

(4) その他、各店舗において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。

2 クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から全ての「エムエフクラブ」を使用することができません。

3 クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、各店舗は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。

4 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての「エムエフクラブ」への入会はできません。

第13条 【資格喪失】

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

(1) 退会

(2) 死亡または法人の解散

(3) クラブを閉鎖したとき。

第14条 【会員資格の譲渡禁止等】

クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第15条 【営業日および営業時間】

各クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、各店舗が別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第16条 【クラブ施設の利用制限】

1 各店舗は、次の理由により各クラブ施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。

(1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業が困難と認めたとき。

(2) 施設、設備の点検、補修または改修をするとき。

(3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

(4) その他各店舗が休業を必要と認めるとき。

2 前項の場合、事前にその旨を各クラブまたは各クラブのホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第17条 【賠償責任】

1 クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、各店舗は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

2 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

3 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害に

ついても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第18条 【本規約その他の諸規則の改定】

クラブは、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

附則．本規約は 2021年 8月8日より発効します。

水素水サーバー利用会員規約

第1条 【適用範囲】

本規約は、合同会社 anchorhoodで開錠が運営するフィットネスクラブ（以下総称して「クラブ」といいます。）の施設内に設置された専用サーバー、およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとしします。

第2条 【会員資格】

1 本サービスは、クラブの施設内に設置された専用サーバーから、水素水その他の飲料水を飲み放題でご利用いただけるサービスです。本サービスは、当該専用サーバー設置施設において、本会員のみが利用可能です。

2 エムエフクラブ会員の内、本規約に同意された会員のみが、本会員の資格を得ることが可能です。本規約に定めのない事項についてはエムエフクラブ会員会則を適用するものとしします。本規約にエムエフクラブ会員会則と競合する規定がある場合は、本規約の定めが優先されます。

3 会員は、エムエフクラブ会員の資格が消滅した場合、会員の契約期間に関わらず、本サービスの利用資格を失うものとしします。

第3条 【水素水サーバー利用料】

1 水素水サーバー利用料（以下、「本利用料」といいます。）は、各店舗が定めるものとしします。

2 会員は、本利用料が店舗ごとに異なることを理解します。

3 会員は、本利用料を所定の方法で支払うものとしします。

4 会員は、実際の水素水サーバー利用の有無にかかわらず、本規約が定める本利用料を全て支払う義務があります。一旦支払った利用料は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。

第4条 【利用方法】

1 会員は、会員の登録時にクラブから貸与された専用ICタグ（以下「ICタグ」といいます。）を専用サーバーにかざすことで、本サービスを利用できます。ICタグを持参しない場合は、会員であっても、サービスを利用できません。

2 会員は、専用サーバー利用の際は、クラブから別途お渡しする専用ボトル、又は別途用意した市販のボトルを給水口に設置して利用するものとしします。

3 会員は、購入した専用の水素水パックによる場合に限り、飲料水をお持ち帰ることができます。

第5条 【ICタグ】

- 1 本会員以外の方は、本ICタグを使用することはできません。
- 2 本会員は、本ICタグを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 3 本会員は、本ICタグを第三者に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 4 本会員は、本規約に違反し、当該違反行為が原因で本ICタグが不正に使用され、本クラブに損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとします。
- 5 会員は、ICタグを紛失し、又は盗まれたときは、直ちにその旨をクラブへ届け出るものとします。この場合において、クラブは、当該ICタグの利用を停止することができるものとします。
- 6 会員は、ICタグを紛失し、毀損し、汚損し、又は盗まれたときは、ICタグの再発行の申請を行うことができます。この場合、会員は、クラブに対し、再発行料として1,500円（税別）を支払うものとします。

第6条 【停止】

- 1 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の停止届の記入による手続きを行った上で、月単位で本サービスを停止することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 2 停止手続は、停止開始を希望する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、停止開始希望月の1日より停止扱いとします。各月の11日以降に停止手続がとられた場合は、翌々月の1日より停止扱いとなります。
- 3 本条の停止手続が完了しない場合は停止扱いとなりませんので、クラブのご利用がなくても通常の本サービス利用料が発生します。
- 4 停止していた会員は、停止届記載の終了日経過後、自動的に月単位で本サービス再開扱いとなります。その場合、再開月から通常の本サービス利用料を支払うものとします。
- 5 会員は、退会またはクラブから会員資格を取り消された場合、ICタグを、クラブのいずれかの施設に持参して返却するものとします。会員が、ICタグを返却できない場合、クラブに対し、1,500円（税別）を支払うものとします。

第7条 【本規約その他の諸規則の改定】

クラブは、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

附則．本規約は 2021年8月8日より発効します。